

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

稚内市

### 2 構造改革特別区域の名称

稚内市外国人研修生受入れ特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

稚内市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 基幹産業としての発展

日本最北端に位置する稚内市は、宗谷海峡をはさんで東はオホーツク海、西は日本海に面し、宗谷岬からわずか43kmの地にサハリン（旧樺太）の島影を望む国境の街である。

稚内の水産は、戦後にニシン漁全盛時代を迎える、沖合底引網漁業の隆盛と関連水産加工業の発展に伴う人口の増加など、漁業と水産加工業は稚内発展の中心としての役割を果たしてきた。

漁業生産は昭和40年代から飛躍的成長を遂げ、昭和51年の最盛期には全国第2位の水揚げ量を記録するなど全国の代表的漁港であった。しかし、昭和52年には200海里漁業専管水域が設定されたことにより、多くの漁船が減船を余儀なくされ、漁業・水産加工業のみならず関連産業を含めた稚内経済全体に大きな影響を与えた。

しかし、平成17年には、全国第3位の水揚げ量を誇り、近年では、ホタテ、ナマコ、カレイなど、育てる漁業に力を注ぎ、その成果を着実に上げるなど、水産は稚内の基幹産業として地域経済を支えている。

## （2）国際交流の取組

本市企業では、中国人研修生受入れ事業を積極的に実施しており、現在では、市内21企業において193人の研修生及び実習生が水産加工技術の習得に励んでいるほか、地域とのふれあいを目的とした、お祭り・イベントへの参加など、国際交流についても意欲的な取り組みを進めてきている。

教育分野においては、小中学校児童生徒への国際感覚の醸成や語学力向上を目指し、外国語指導助手派遣事業を実施しており、外国語授業の補助や外国語の会話の補助、外国語担当教員に対する研修の補助、外国語関連クラブ活動への協力などを行っている。

また、本市は、宗谷岬から43kmの地にロシア連邦サハリン州を望む国境のまちであることから、サハリン州ユジノサハリンスク市への稚内市サハリン事務所の設置、稚内～コルサコフ間定期航路の就航など、ロシアとの文化・経済交流も盛んに行われている。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市企業では基幹産業である水産業を中心に、ホタテ・ナマコ等の主な輸出国である中国からの外国人研修生の受入れを実施している。本計画は、水産加工に関する高度な技術と知識の習得による研修生派遣国の発展と、研修生と市民双方が日中文化の交流とふれあいを身近に体験することにより、両国交流の進展に繋がるものとして期待できる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

本計画では、外国人研修生受入れ枠の拡大による技術、知識の継承と国際交流の更なる進展が、本市と研修生派遣国の経済交流へ繋がることを期待し、産業の創設や観光客の誘致等、新たな事業展開へ結びつくことを目標とする。

## **7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果**

本計画における特定企業は5社であり、計画の実施により外国人研修生が15人程度増加することが見込まれており、研修生派遣国である中国との国際交流がより深まるとともに、本市と中国との経済交流がより一層の進展をみることが期待できる。

## **8 特定事業の名称**

外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（506）

## **9 構造改革特別区域内において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項**

外国人研修生受入れ事業の円滑な実施に関し、本市では下記の事業を実施している。

### **(1) 研修生受入れ機関が実施する研修等に対する支援について**

第1次受入れ機関が実施する研修において、市施設を利用する場合については、施設使用料の免除を行うなどの支援を実施している。

### **(2) 外国語指導助手（ALT）派遣事業の実施**

本市では平成15年度より、小中学校児童生徒への国際感覚の醸成や語学力向上を目指し、外国語指導助手（ALT）派遣事業を実施しており、主に中学校における外国語授業の補助、小学校における外国語の会話の補助、外国語担当教員に対する研修の補助、外国語関連クラブ活動への協力などを行っている。

## 別紙

### 1 特定事業の名称

506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

団体管理型により外国人研修生を受け入れている事業協同組合及び当該事業協同組合に属する組合員

事業協同組合の名称等

#### 1. 海外交流事業協同組合

代表者 代表理事理事長 佐 藤 博

所在地 札幌市中央区大通西10丁目4番地

#### 2. 北海道交流国際協同組合

代表者 理事長 田 谷 克 弘

所在地 札幌市中央区北4条西6丁目

#### 3. 北斗国際交流事業協同組合

代表者 代表理事 翼 昭

所在地 宗谷郡猿払村鬼志別東町1番地

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

別表1のとおり

(2) 事業が行われる区域

稚内市の全域

(3) 事業の実施時期

本計画の認定を受けた日以降の受入れから

(4) 事業により実現される行為

特例措置により本特区内の水産加工会社のほとんどで外国人研修生受入れ可能人数が3人から6人へ拡大されることから、本市から研修生派遣国へのさらなる技術の継承と両地域間の交流事業の充実が図られ、一層の国際交流促進がなされる。

(5) 特定機関及び関係機関との連絡体制

①特定機関

第1次受入れ機関が稚内市外にあることから、円滑な連絡体制を構築し、適正な研修及び実習に向けた情報交換を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。第2次受入れ機関については、研修状況等の把握に努め、必要に応じて訪問・指導するなど、適正な研修実施の確認を行い、本特例措置の内容や研修・技能実習制度の趣旨及び関係法令等について周知徹底を図る。

また、特定機関において不正行為等や研修生等の失踪又は不法残留事案の発生が判明した場合には、直ちに、当該事例の詳細を把握して地方入国管理官署等関係機関及び構造改革特区担当室に報告を行う体制が整備されるよう必要な指導を行う。

②関係機関

札幌入国管理局稚内港出張所、稚内労働基準監督署、稚内警察署との連携を密にし、連絡会議の開催等により情報の共有化を図る。

また、不正行為、不適正な事例等が発生した場合においては、速やかな連絡、連携により適正な対応策を講じる。

## 5 当該規制の特例措置の内容

規制の特例措置に必要性や要件適合性を認めた根拠

- (1) 当該特区内に研修生を受け入れようとする業種に属する事業所が相当程度集積しており、かつ、当該業種が当該地域の主たる産業であること。

### 【根拠】

本市の水産加工業は、事業所数 66、従業員数 1,632 人、出荷金額 248 億円となっており、工業統計調査との比較による構成比をみると、事業所数で 64%、従業員数で 84%、出荷金額で 44% の割合を占めることから、当該要件を満たすものと判断した。

- (2) 当該業種に属する事業を行う特区内の事業所全部の研修生派遣国との当該事業に係る取引額の合計が過去 1 年間に 10 億円以上であること。

### 【根拠】

漁業協同組合及び北海道漁連への調査により、本市における中国への輸出額が 10 億円を上回ることを確認した。(別表 2)

- (3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去 1 年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。

### 【根拠】

第 1 次受入れ機関を通じ、帰国後の状況について確認を行ったところ、高い割合で水産関係の企業に就業していることを確認した。(別表 3)

- (4) 当該特区に係る有効求人倍率が、全国又は当該特区が属する都道府県の

有効求人倍率を上回っていること。

【根拠】

本市の過去 1 年間の有効求人倍率の平均値は 0.55 倍であり、全道平均値の 0.47 倍を上回ることを確認した。(別表 4)